侍医に任命する
東宮侍従に任命する
東宮侍医に任命する
宮務官に任命する（以上四月一日）

法務省

判事兼簡易裁判所判事
平成三十年司法試験考査委員に任命する
任期は平成三十年十一月三十日までとする
平成三十年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成三十年十月三十一日までとする
（各通）
稲田　修士
長村　順也
保田壮一郎
湯本　順一
北嶋　典子
同　岩井　一真
同　金澤　秀樹
同　丹羽　芳徳
同　加藤　聡
同　坂田　大吾

平成三十年司法試験考査委員に任命する
任期は平成三十年十一月三十日までとする
平成三十年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成三十年十一月三十日までとする
（各通）
検事
坂本　康博
同　須賀康太郎
同　水倉　義貴
同　中島　行雄
同　石井　寛也
同　石塚　隆雄
同　清野　正彦
同　三好　一生
同　谷中　文彦
同　安井　一之
同　山口　温子

平成三十年司法試験考査委員の併任を解除する
平成三十年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する
（各通）
検事
同　渡邊　ゆり
同　隈　良行

平成三十年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
平成三十年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十月三十一日までとする
（各通）
同　石川　梨枝
同　川島　喜弘
同　瀧聞　俊朗
同　犬木　寛
同　古賀由紀子
同　平田　晃史

平成三十年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
平成三十年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
（各通）
同　北村　治樹
同　戸苅　左近
同　平城　恭子
同　玉本　将之
同　目代　真理
同　横田　昌紀

平成三十年司法試験考査委員を免ずる
平成三十年司法試験予備試験考査委員を免ずる
（各通）
判事兼簡易裁判所判事
島田英一郎
同　名島　亨卓
同　横田　昌紀

皇室事項

大綬章等勲章親授式

五月八日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、鎌田迪貞、近衛忠煇、保岡興治、和田紀夫、石渡恒夫、武部勤、伊藤公介及び高村正彦に旭日大綬章を、佐々木毅、平野眞一及び吉本高志に瑞宝大綬章を、金子一義、藤井孝男、石原邦夫、丹羽雄哉、川端達夫、櫻井龍子、大谷剛彦及び大畠章宏に旭日大綬章を、梶田信一郎、重松博之、笠間治雄及び齋藤隆に瑞宝大綬章を、キム・ユン、イバン・ムルキッチ、ハーリド・エー・アル・ファーレフに旭日大綬章を授与された。

御答電

天皇陛下から三月十九日チュニジア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月二十三日御答電があった。

天皇陛下から三月十二日ローマ法王台下へ発せられた御祝電に対し、四月二十六日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年5月11日

四国地方整備局長　平井　秀暉

1　河川の名称　肱川水系肱川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　大洲市若宮字ナカツカ1893番1851番１地先から大洲市若宮字ナカツカ1893番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　大洲市長職務代理者　大洲市副市長　松田　眞
住所　大洲市大洲690番地の１
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成30年４月26日から道路の存続する日まで

法務

公証人任免

前橋地方法務局所属公証人土屋靖之は願により公証人を免ぜられた。

棚橋哲夫は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人土屋靖之の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人岡村幸治は願により公証人を免ぜられた。

田玉修一は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人岡村幸治の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人太田健治は願により公証人を免ぜられた。

星野敏は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人太田健治の後任を命ぜられた。

難波宏は公証人に任命され、岡山地方法務局所属元公証人楢崎康英の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人野島香苗は願により公証人を免ぜられた。

松尾嘉倫は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人野島香苗の後任を命ぜられた。

高松法務局所属公証人山野幸成は願により公証人を免ぜられた。

宍澤太市は公証人に任命され、高松法務局所属公証人山野幸成の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成三十年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成三十年五月十一日

国土地理院長　村上　広史

一、事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成三十年四月二十三日
二、調査を実施する者の名称　国土地理院
三、調査地域

北海道　二海郡　八雲町
岩手県　遠野市
栃木県　那須郡　那珂川町
埼玉県　児玉郡　神川町
石川県　鹿島郡　中能登町
福井県　坂井市
岐阜県　土岐市
兵庫県　佐用郡　佐用町
兵庫県　三方郡　香美町
兵庫県　丹波市
鳥取県　八頭郡　八頭町
広島県　三次市
広島県　世羅郡　世羅町
愛媛県　宇和島市
愛媛県　新居浜市
愛媛県　四国中央市
高知県　香南市
高知県　安芸郡　北川村
高知県　長岡郡　本山町
高知県　長岡郡　大豊町
高知県　吾川郡　いの町
長崎県　対馬市
長崎県　五島市
熊本県　球磨郡　多良木町
宮崎県　延岡市
宮崎県　児湯郡　西米良村
鹿児島県　奄美市
鹿児島県　肝属郡　南大隅町
鹿児島県　大島郡　宇検村
鹿児島県　大島郡　徳之島町
鹿児島県　大島郡　天城町

四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成三十一年三月三十一日